

サービス貿易協定における具体的な開放措置

分野	開放措置の内容
法律	・香港の弁護士事務所は、中国の弁護士事務所に、香港の弁護士を「香港法の顧問もしくは国際法の顧問」として派遣可能。 ・中国の弁護士事務所は、香港の弁護士事務所の中国における代表機構に対し、中国の弁護士を中国法の顧問として派遣可能。 ・香港の弁護士事務所は、広州、深セン、珠海において、中国の弁護士事務所と、パートナー方式で法律事務所を運営することが可能。
会計	・中国の会計士資格を持った香港での永住資格を有する住民は、中国において、パートナー制会計事務所のパートナーを務めることが可能。会計士事務所のコントロール権は、中国住民が所有。 ・中国の会計士事務所のパートナーの申請を行う際には、香港で得た審査・会計業務の経験を、中国国内における審査・会計業務の経験期間と見なす。 ・パートナーを務める香港住民は、中国国内に固定の住所を有し、中国国内に少なくとも年間6ヵ月は居住するものとする。
建築・設計・都市計画	・中国国内の建設分野での各種専門資格の取得が可能に。 ・都市計画師、監理工程資格などを有する香港の専門人材の登録・就業地域の範囲を広東省から、広西チワン族自治区および福建省まで拡大。
保険	・中国の保険会社が人民元決済により、香港の保険・再保険会社に対し再保険を行うことを奨励。 ・香港の保険ブローカーが、深センを含む広東省において、独資形態で保険代理会社を設立するのと同等の条件で、中国全域で独資形態で保険代理会社を設立することを許可。
証券	・香港資本の金融機関は、香港・中国合併の証券会社、証券投資コンサルティング会社、先物取引会社に対し、「マジョリティー出資1社、マイノリティー出資1社」の条件の下、これら会社に出資することが可能。 ・条件に合致した香港企業の中国国内の取引所における人民元債券の発行の推進について研究。
銀行	・香港の銀行が中国国内に設立する外資系銀行営業性機構が、人民元業務を行う場合に必要な最低開業年数要求の制限を撤廃。 ・香港の銀行が中国国内に設立する外資系銀行と、中国国内の商業銀行の業務範囲を原則的に統一。
運輸	・香港の航空会社が、中国国内の販売代理店を経由せず、中国国内の事務所や自社のウェブサイトを通じて、自ら航空券や、ホテルと航空券のパッケージ券を販売することを許可。 ・航空輸送地上サービスを独資で行うことを許可（ただし、保安業務と関連する項目は除く）。
電信	・香港のサービス提供者が中国国内で合併・独資企業を設立し、以下の業務を行うことを許可。香港企業側の出資比率に制限は設けない。 ①オンラインデータ処理や、取引処理サービス(eコマースを行うビジネスウェブサイトに限定する) ②中国国内での、マルチ・パーティー・コミュニケーションサービス、ストアアンドフォワード(蓄積交換)サービス、コールセンター業務、インターネット接続サービス業務(ユーザーに対するインターネット接続サービスに限定)、コンテンツサービス(アプリ・ストアに限定)
文化・エンターテインメント	・同一の香港のサービス提供者が、中国国内に30店舗を超える店舗を開設し、かつ図書・新聞・雑誌などの商品を取り扱い、当該商品をさまざまなブランド、サプライヤーから調達する場合、独資・合併の形態で、図書、新聞、雑誌の販売業務を行うことを許可。 ・広東省に独資でのエンターテインメント施設の設立を許可。 ・香港のサービス提供者が、中国国内で、ゲーム設備の販売サービスを行うことを許可。
オーディオビジュアル	・香港で撮影した中国語の映画は、中国の主管部門の審査を経た後、中国電影集団が統一的に輸入する。「電影発行経営許可証」を有する発行会社が中国国内で映画を上映する場合は、輸入割当規制の制限を受けない。 ・香港映画の方言版については、中国の主管部門の審査を経た後、中国電影集団が統一的に輸入を行う。「電影発行経営許可証」を所有する発行会社が中国国内で発行する場合には、標準語の中国語字幕を添付する必要がある。
自営業	・香港の永住資格を有する香港籍の住民が中国国内で自営業の拠点を設置し、食品・飲料の卸売り、一般旅館、その他宿泊業、不動産仲介業務、個人で保有している不動産を活用した経営業務に従事することを許可。

(出所) 工業貿易署『「サービス貿易協定」の具体的な開放措置事例』を基に作成